

随意契約理由書

件名	豊中市立第十八中学校トイレ等内装改修追加工事
契約の相手方	株式会社 T・max
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
随意契約理由	本工事は、豊中市立第十八中学校トイレ等内装改修工事に伴う給排水衛生設備工事を行うものです。 本工事については、第一回目の入札から入札参加資格において地域制限を外し、「豊中市立第十八中学校トイレ等内装改修給排水衛生設備工事」として一般競争入札を実施しましたが、有効な入札書がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定の適用を検討いたしましたが、契約相手方として選定した事業者とは同意に至りませんでした。 本体工事の現場作業が進められる中、給排水衛生設備工事の着手遅れが他の工事に支障をきたしている状況を鑑みた結果、現に契約履行中の豊中市立第十八中学校トイレ等内装改修工事の受注者に履行させることで、工期の短縮、経費の節減が確保できることから、株式会社 T・max と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結するものです。
備考	